

令和3年第3回（6月）都城市議会定例会 付議事件一覧

令和3年6月4日現在

●市長提出議案案件

議案案件 20件（承認＝6件、条例＝9件、予算＝1件、単行＝4件）

◎ 以下の表の右欄「ページ」に「※」を付したものの本文は、議会事務局で閲覧できます。

◎ 通常審議分

○ 承認議案 6件

頁

1	議案第57号	専決処分した事件の報告及び承認について (都城市税条例等の一部を改正する条例)	1
	地方税法等の一部が改正されたことに伴い、国の施策に基づく住宅ローン控除見直しに係る個人住民税の対応等について規定するため、所要の改正を行うもの		
2	議案第58号	専決処分した事件の報告及び承認について (都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例)	31
	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第6条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の改正に伴い、非常勤消防団員等の介護補償の額を改定するため、所要の改正を行うもの		
3	議案第59号	専決処分した事件の報告及び承認について (令和2年度都城市一般会計補正予算)	※
4	議案第60号	専決処分した事件の報告及び承認について (令和2年度都城市公共下水道事業会計補正予算)	※
5	議案第61号	専決処分した事件の報告及び承認について (令和3年度都城市一般会計補正予算)	※
6	議案第62号	専決処分した事件の報告及び承認について (令和3年度都城市一般会計補正予算)	※

○ 条例議案 9件

頁

7	議案第63号	都城市山田町公の施設条例及び都城市山田町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例を廃止する条例の制定について	39
	都城市山田町公の施設条例及び都城市山田町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例が規定している都城市山田稲妻郷土の森、都城市山田元気な高齢者健康増進センター、都城市山田温泉交流センター及び都城市山田総合交流ターミナル複合施設の4施設について、それぞれの施設の設置目的に即した条例に規定し直すため、条例を廃止するもの		
8	議案第64号	都城市税条例の一部を改正する条例の制定について	45
	入湯税の課税免除規定について、文言の修正を行うため、所要の改正を行うもの		

9	議案第65号	都城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	51
	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、個人番号カードの発行業務が市区町村から地方公共団体情報システム機構へ移管されることに伴い、個人番号カードの再発行手数料を条例から削除するため、所要の改正を行うもの		
10	議案第66号	都城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	57
	新型インフルエンザ等対策特別措置法等の改正により、新型コロナウイルス感染症の定義を定めていた附則第1条の2が削られたため、当該条を引用して定義を定めていた箇所について、所要の改正を行うもの		
11	議案第67号	都城市山田元気な高齢者健康増進センター条例の制定について	63
	都城市山田町公の施設条例及び都城市山田町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例から都城市山田元気な高齢者健康増進センターに関する項目を抽出し、当該施設の設置目的に即した条例を新規制定するもの		
12	議案第68号	都城市学校給食条例の制定について	75
	現在の学校給食費の集金・管理方法を見直し、市の予算に計上して管理・運用を行う公会計方式に移行し、給食費を市が直接徴収することとするため、条例を制定するもの		
13	議案第69号	都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部を改正する条例の制定について	81
	都城市山田町公の施設条例及び都城市山田町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例から都城市山田稲妻郷土の森に関する項目を抽出し、都城市都市公園以外の公園に関する条例に移管するため、所要の改正を行うもの		
14	議案第70号	都城市地方創生拠点整備交付金基金条例の制定について	89
	地方版総合戦略に位置付けられ、地方公共団体が自主的・主体的に実施する先導的な事業に必要な施設の新設・改修等に対して国から交付される地方創生拠点整備交付金に係る基金事業として、物産振興拠点施設整備事業が採択されたことを受け、当該交付金を適切に管理・運用することを目的とした基金を設置するため、条例を制定するもの		
15	議案第71号	都城市山田地区温泉施設条例の制定について	95
	都城市山田町公の施設条例及び都城市山田町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例から都城市山田温泉交流センター(やまだ温泉)及び都城市山田総合交流ターミナル複合施設(ゆぼっぼ)の温泉2施設に関する項目を抽出し、当該2施設の設置目的に即した条例を新規制定するもの		
○ 補正予算議案 1件			頁
16	議案第72号	令和3年度都城市一般会計補正予算(第2号)	※

## ○ 単行議案 4件

頁

17	議案第73号	財産の取得について	109
	高規格救急自動車の取得について、先般行った指名競争入札の結果、宮崎日産自動車株式会社 都城店が3千175万7千円（税込み）で落札したので、同事業者から財産を取得することについて議会の議決を求めるもの		
18	議案第74号	財産の取得について	113
	化学消防ポンプ自動車(Ⅱ型)の取得について、先般行った指名競争入札の結果、中村消防防災株式会社 都城営業所が7千832万円（税込み）で落札したので、同事業者から財産を取得することについて議会の議決を求めるもの		
19	議案第75号	公の施設の指定管理者の指定について	117
	山之口運動公園芝生広場の指定管理者を議案のとおり指定することについて、議会の議決を求めるもの		
20	議案第76号	水利施設管理強化事業事務の委託に関する三股町との協議について	127
	水利施設管理強化事業について、規約を定め、三股町の水利施設管理強化事業事務を受託することについて協議を行うため、議会の議決を求めるもの		

令和3年第3回都城市議会定例会（6月）

（議案第57号～第76号）



議案第57号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、都城市税条例等の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求める。

令和3年6月4日提出

都城市長 池田 宜永



専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

都城市税条例等の一部を改正する条例の制定について（別紙）

理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第107号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第108号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年総務省令第34号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和3年総務省令第35号）が令和3年4月1日から施行されることに伴い、緊急に都城市税条例（平成18年条例第99号）の一部、都城市税条例等の一部を改正する条例（令和2年条例第25号）の一部を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分するものである。

令和3年3月31日専決

都城市長 池 田 宜 永





都城市税条例等の一部を改正する条例  
 (都城市税条例の一部改正)

第1条 都城市税条例(平成18年条例第99号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の<u>数に1を加えた数</u>を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合は、当該金額に16万8千円を加算した金額)以下である者<u>に対しては、均等割を課さない。</u></p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が<u>前年中</u>に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合は、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の<u>数に1を加えた数</u>を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合は、当該金額に16万8千円を加算した金額)以下である<u>もの</u>に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が<u>前年中</u>に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合は、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に</p>

規定する独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）で、市内に主たる事務所を有する法人に対するもの

(3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）で、市内に主たる事務所を有する法人に対するもの

(4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）で、市内に主たる事務所を有する法人に対するもの

(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）で、市内に主たる事務所を有する法人に対するもの

(6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）で、市内に学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校を設置する法人に対するもの

規定する独立行政法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）で、市内に主たる事務所を有する法人に対するもの

(3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）で、市内に主たる事務所を有する法人に対するもの

(4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）で、市内に主たる事務所を有する法人に対するもの

(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）で、市内に主たる事務所を有する法人に対するもの

(6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）で、市内に学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校を設置する法人に対するもの

するもの

(7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）で、市内に社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業の経営に係る施設を設置する法人に対するもの

(8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）で、市内に主たる事務所を有する法人に対するもの

(9) (略)

(10) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかかなものを除く。）で、市内に主たる事務所を有する法人に対するもの

2 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第36条の3の2 (略)

2・3 (略)

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的

(7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）で、市内に社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業の経営に係る施設を設置する法人に対するもの

(8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）で、市内に主たる事務所を有する法人に対するもの

(9) (略)

(10) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）で、市内に主たる事務所を有する法人に対するもの

2 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第36条の3の2 (略)

2・3 (略)

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的

(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。)により提供することができる。

5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)  
第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならぬ者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

2・3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 (略)

方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)  
第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならぬ者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(年齢16歳未満の者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

2・3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 (略)

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 (略)

2・3 (略)

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があったとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該増額更正があつたときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税)については、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) (略)

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 (略)

2 (略)

3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税)については、第1号

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第50条 (略)

2・3 (略)

4 第2項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。)があったとき(当該増額更正に係る市民税について法第321条の8第1項、第2項又は第31項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該増額更正があつたときに限る。)は、当該増額更正により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。))に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の4第4項に規定する市民税)については、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) (略)

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 (略)

2 (略)

3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の4第4項に規定する市民税)については、第1号

に掲げる期間に限る。)とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

4～6 (略)

(特別徴収税額)

第53条の8 第53条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。

(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書(以下この条、次条第2項及び第53条の10第1項において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号及び次条第1項において「支払済みその他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額

(2) (略)

2 (略)

(退職所得申告書)

第53条の9 (略)

2 (略)

に掲げる期間に限る。)とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

4～6 (略)

(特別徴収税額)

第53条の8 第53条の7の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める税額とする。

(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書(以下この条、次条第2項及び第53条の10第1項において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号及び次条第1項において「支払済みその他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第53条の3及び第53条の4の規定を適用して計算した税額

(2) (略)

2 (略)

(退職所得申告書)

第53条の9 (略)

2 (略)

3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告

書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) (略)

#### 附 則

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。))の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) (略)

#### 附 則

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する加算した割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。))の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する



申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあっては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超え、年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 前項に規定する申告基準日とは、法人税額の課税標準の算定期間又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間の末日後2月を経過した日の前日(その日が民法第142条の規定に規定する休日、土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日に該当するときは、これらの日の翌日)をいう。

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算出した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者は、第23条第1項の規定にかかわらず

提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあっては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超え、年0.25パーセントの割合に乗じて得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 前項に規定する申告基準日とは、法人税額の課税標準の算定期間の末日後2月を経過した日の前日(その日が民法第142条に規定する休日、土曜日又は12月29日、同月30日若しくは同月31日に該当するときは、これらの日の翌日)をいう。

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算出した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32

ず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

2・3 （略）

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 （略）

2 （略）

3 法附則第15条第8項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

4 法附則第15条第19項に規定する条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第19項に規定する条例で定める割合は、2分の1）とする。

5 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に

万円を加算した金額）以下であるものに対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

2・3 （略）

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 （略）

2 （略）

3 法附則第15条第16項に規定する条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第16項に規定する条例で定める割合は、2分の1）とする。

4 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

5 法附則第15条第27項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第27項第1号ハに規定する設備について同号に

規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

10 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

11 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

12 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

14 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

15 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

16 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

17 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

18 法附則第15条第41項に規定する条例で定める割合は、0とする。

19 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

20 (略)

21 (略)

規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第27項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第27項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

9 法附則第15条第27項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

10 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

11 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

14 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

15 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

16 法附則第15条第35項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

17 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

18 (略)

19 (略)

(土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 (略)

(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認められる場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受

(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 (略)

(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認められる場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受

ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれら規定に定める率を乗じて得た額)を当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれら規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれら規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税

ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれら規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれら規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれら規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべ

標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えらるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の

額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えらるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第13条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の

固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に依り、同表右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(略)

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間にされたものに對して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54

固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に依り、同表右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準額となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

(略)

(特別土地保有税の課税の特例)

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。）に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに對して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54

<p>第38条第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がな いものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて 得た額」とする。</p>	<p>第38条第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1 項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がな いものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて 得た額」とする。</p>
<p>3～5（略）</p>	<p>3～5（略）</p>
<p>（軽自動車税の環境性能割の非課税）</p> <p>第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項にお ける場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車（家用のもの に限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以 上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日 までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。 ）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽 自動車税の環境性能割を課さない。</p>	<p>（軽自動車税の環境性能割の非課税）</p> <p>第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項にお いて準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車（自 家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、 当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3 年12月31日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期 間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定に にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p>
<p>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）</p>	<p>（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）</p>
<p>第15条の2の2（略）</p>	<p>第15条の2の2（略）</p>
<p>2 県知事は、当分の間、前項の規定により行い軽自動車税の環 境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車法第446条第 1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第 451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項におい て準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車 に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定 等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等 をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものと する。</p>	<p>2 県知事は、当分の間、前項の規定により行い軽自動車税の環 境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車法第446条第 1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。） 又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4 項又は第5項において準用する場合を含む。）の適用を受ける 三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、 国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国 土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当 該判断をするものとする。</p>
<p>3・4（略）</p>	<p>3・4（略）</p>
<p>（軽自動車税の種別割の税率の特例）</p>	<p>（軽自動車税の種別割の税率の特例）</p>
<p>第16条（略）</p>	<p>第16条（略）</p>
<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽</p>	<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽</p>



自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車<sup>が</sup>令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句とする。

(略)

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合においては、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この条において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に定める字句とする。

(略)

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に定める字句とする。

欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

5 (略)

(略)

5 (略)

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車（家用の乗用のものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に定める字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に定める字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4

年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に定める字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第2項から第8項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をすれば、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2・3 (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度の都市計画税の特例)

第22条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」とい

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車の前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をすれば、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2・3 (略)

(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度の都市計画税の特例)

第22条 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

- う。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。
- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第

- 2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第

15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えらるるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第23条 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「農地調整都市計画税」と

15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えらるるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第23条 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）を当該農地に係る当該年

<p>いう。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p>	<p>度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p>
<p>略</p> <p>(読替規定)</p> <p>第25条 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第153条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第29条 (略)</p>	<p>略</p> <p>(読替規定)</p> <p>第25条 法附則第15条第1項、第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第153条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</p>
<p>(都城市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)</p> <p>第2条 都城市税条例等の一部を改正する条例(令和2年条例第25号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に改正する。</p>	<p>(都城市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)</p> <p>第2条 都城市税条例等の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>
<p>改正前</p> <p>第2条 (略) (法人の市民税の申告納付) 第48条 (略)</p>	<p>改正後</p> <p>第2条 (略) (法人の市民税の申告納付) 第48条 (略)</p>

2～8 (略)	<p>9 法第321条の8第52項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第52項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～14 (略)</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第61項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 (略)</p>
2～8 (略)	<p>9 法第321条の8第60項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第60項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第11項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第11項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>10～14 (略)</p> <p>15 第12項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第69項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第12項前段の期間内に行う第9項の申告については、第12項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>16 (略)</p>

附 則  
(施行期日)

- 第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第1条中都城市税条例第34条の7第1項の改正規定及び同条例附則第6条の改正規定並びに次条第1項の規定 令和4年1月1日
  - (2) 第1条中都城市税条例第50条第4項及び第52条第3項の改正規定及び同条例附則第4条の改正規定 令和4年4月1日
  - (3) 第1条中都城市税条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第5条第5項の改正規定並びに次条第4項の規定 令和6年1月1日
  - (4) 附則第3条第4項及び第5項の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第 号）附則第1条第2

号に掲げる規定の施行の日  
(市民税に関する経過措置)

- 第2条 第1条の規定による改正後の都市税条例(以下「新条例」という。)第34条の7第1項の規定は、所得割の納税義務者がこの条例の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後に支出する同号に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に支出した第1条の規定による改正前の都市税条例(次項及び第3項において「旧条例」という。)第34条の7第1項に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。
- 2 新条例第36条の3の2第4項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による同項に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。
- 3 新条例第36条の3の3第4項の規定は、施行日以後に行う新条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による新条例第36条の3の3第4項に規定する申告書の記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧条例第36条の3の2第4項に規定する電磁的方法による旧条例第36条の3の3第4項に規定する申告書の記載については、なお従前の例による。
- 4 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。  
(固定資産税に関する経過措置)
- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に取得された地方税法等(昭和25年法律第226号。次項及び第4項において「旧法」という。)附則第15条第8項に規定する雨水貯留浸透施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日から令和3年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に旧法附則第15条第41項に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条第41項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条第41項に規定する機械装置等(以下この項において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同条第41項に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条第41項に規定する先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)の施行の日から令和3年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に旧法附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する家屋及び構築物(中小事業者等が、同条に規定するリース



取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により家屋及び構築物を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する家屋及び構築物を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該家屋及び構築物を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 新条例附則第10条の2第19項の規定は、令和3年4月1日以後に改正法第1条の規定による改正後の地方税法附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が当該特例対象資産のうち、機械及び装置、工具、器具及び備品並びに同条に規定する建物附属設備にあつては生産性向上特別措置法の施行の日以後、家屋及び構築物にあつては地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）の施行の日以後に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、令和3年4月1日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日（当該施行の日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。この場合において、令和3年4月1日から同号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得をした特例対象資産に対する新条例附則第10条の2第19項の規定の適用については、同条中「中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第50条第2項」とあるのは、「生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項」とする。

（都市計画法税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画法税に関する部分は、令和3年度以後の年度分の都市計画法税について適用し、令和2年度分までの都市計画法税については、なお従前の例による。

## 条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：市民生活部 納税管理課】

条例名	【専決処分した事件の報告及び承認】 都城市税条例等の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行日	令和 3 年 4 月 1 日（一部後日）	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	令和 3 年 3 月 3 1 日に地方税法等の一部を改正する法律等が成立し、同年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、国の施策に基づく下記の事項等について規定する必要があるため、標記条例に係る専決処分をしたことについて報告し、その承認を求めるもの。		
条例案の概要 （制定理由・ 主な改正点）	<p>1 本条例の構造</p> <p>第 1 条 都城市税条例の一部改正（原則施行日：令和 3 年 4 月 1 日）</p> <p>第 2 条 都城市税条例等の一部改正条例（令和 2 年条例第 25 号）の一部改正</p> <p>2 主な改正点</p> <p>（1）住宅ローン控除見直し（延長）に係る個人住民税の対応（延長）</p> <p>（2）特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の延長</p> <p>（3）土地等に係る負担調整措置の適用期限の 3 年延長（固定資産税、都市計画税）</p> <p>（4）軽自動車税（環境性能割）の非課税期間の延長</p> <p>（5）その他法律等改正にあわせて条項等の整備</p>		
関係する法令 及びその条項	地方税法（昭和 25 年法律第 226 号） 地方税法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 7 号） 地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 107 号） 他		
制定改廃を要する 関係条例等	なし		
備考	令和 3 年 3 月 31 日専決処分		



議案第58号

専決処分した事件の報告及び承認について

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求める。

令和3年6月4日提出

都城市長 池田 宜永



専決第50号

## 専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について  
(別紙)

### 理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第6条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（令和3年総務省告示第124号）が令和3年4月1日から施行されることに伴い、緊急に都城市消防団員等公務災害補償条例（平成18年条例第258号）の一部を改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分するものである。

令和3年3月31日専決

都城市長 池 田 宜 永



都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

都城市消防団員等公務災害補償条例（平成18年条例第258号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(介護補償)</p> <p>第9条の2（略）</p> <p>2 介護補償は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害（障害の状態に変更があった場合には、その月における最初の障害の変更の前の障害。第3号において同じ。）が別表第4常時介護を要する状態の右欄に定める障害のいずれかに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>166,950円</u>を超えるときは、<u>166,950円</u>）</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合には、当該介護に要する費用として支出された額が<u>72,990円</u>以下である場合に限る。）</p> <p><u>72,990円</u></p> <p>(3) 介護補償に係る障害が別表第4随時介護を要する状態の右欄に定める障害のいずれかに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき</p>	<p>(介護補償)</p> <p>第9条の2（略）</p> <p>2 介護補償は、月を単位として支給するものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害（障害の状態に変更があった場合には、その月における最初の障害の変更の前の障害。第3号において同じ。）が別表第4常時介護を要する状態の右欄に定める障害のいずれかに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げるときを除く。） その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>171,650円</u>を超えるときは、<u>171,650円</u>）</p> <p>(2) 常時介護を要する場合において、その月（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月を除く。以下この号及び第4号において同じ。）に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合には、当該介護に要する費用として支出された額が<u>73,090円</u>以下である場合に限る。）</p> <p><u>73,090円</u></p> <p>(3) 介護補償に係る障害が別表第4随時介護を要する状態の右欄に定める障害のいずれかに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき</p>



<p>(次号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額は、<u>83,480円</u>は、<u>83,480円</u>)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(次号に掲げるときを除く。) その月における介護に要する費用として支出された額は、<u>85,780円</u>は、<u>85,780円</u>)</p> <p>(4) (略)</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の都城市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第2項の規定は、施行日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

議案第 58 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：総務部 危機管理課】

条例名	【専決処分した事件の報告及び承認】 都城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行日	令和 3 年 4 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の改正に伴い、非常勤消防団員等の介護補償の額を改定する必要があるため、標記条例に係る専決処分をしたことについて報告し、その承認を求めるもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>非常勤消防団員等の介護補償の額の改正</p> <p>(1) 常時介護を要する状態</p> <p>最高限度額 (月額) 166,950 円 → 171,650 円</p> <p>最低限度額 (月額) 72,990 円 → 73,090 円</p> <p>(2) 随時介護を要する状態</p> <p>最高限度額 (月額) 83,480 円 → 85,780 円</p> <p>最低限度額 (月額) 36,500 円 → 36,500 円 ※据置き</p> <p>※ いずれの額も労働者災害補償における介護補償の額と同額</p>		
関係する法令及びその条項	・非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令 (昭和 31 年政令第 335 号)		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考	令和 3 年 3 月 31 日専決処分		



議案第63号

都城市山田町公の施設条例及び都城市山田町公の施設の指定管理者の  
指定の手續等に関する条例を廃止する条例の制定について

都城市山田町公の施設条例及び都城市山田町公の施設の指定管理者の指定の手續  
等に関する条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月4日提出

都城市長 池田 宜永



都城市山田町公の施設条例及び都城市山田町公の施設の指定管理者の指定の  
手続等に関する条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 都城市山田町公の施設条例（平成18年条例第66号）
- (2) 都城市山田町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成18  
年条例第67号）

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。



議案第 63 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：山田総合支所 地域振興課】

条例名	都城市山田町公の施設条例及び都城市山田町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例を廃止する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 3 年 7 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	<p>都城市山田町公の施設条例は、都城市山田稲妻郷土の森、都城市山田元気な高齢者健康増進センター、都城市山田温泉交流センター及び都城市山田総合交流ターミナル複合施設の山田町にある目的の異なる 4 つの施設を包括している。</p> <p>また、これらの公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関して必要な事項を都城市山田町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例で定めている。</p> <p>今回、都城市山田稲妻郷土の森を「都城市都市公園以外の公園に関する条例（平成 22 年条例第 43 号）」に加え、また、新たに、都城市山田元気な高齢者健康増進センターを「都城市山田元気な高齢者健康増進センター条例」、都城市山田温泉交流センター及び都城市山田総合交流ターミナル複合施設を「都城市山田地区温泉施設条例」として単独条例を新規制定するため、都城市山田町公の施設条例及び都城市山田町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例を廃止するもの。</p>		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「都城市山田町公の施設条例」の廃止</li> <li>2 「都城市山田町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」の廃止</li> </ol>		
関係する法令及びその条項	なし		
制定改廃を要する関係条例等	都城市都市公園以外の公園に関する条例（平成 22 年条例第 43 号） 都城市山田元気な高齢者健康増進センター条例（新規制定） 都城市山田地区温泉施設条例（新規制定）		
備考	なし		





議案第64号

都城市税条例の一部を改正する条例の制定について

都城市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月4日提出

都城市長 池田 宜永



都城市税条例の一部を改正する条例

都城市税条例（平成18年条例第99号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(入湯税の課税免除)</p> <p>第142条 次に掲げる者に対しては<u>入湯税</u>を課さない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地域住民の福祉の向上を図るため、市長がもつぱら近隣の住民に使用させることを目的として設置した施設に入湯する者</p>	<p>(入湯税の課税免除)</p> <p>第142条 次に掲げる者に対しては、<u>入湯税</u>を課さない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 施設の利用料金が規則で定める金額以下の<u>鉱泉浴場</u>に入湯する者</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：市民生活部 納税管理課】

条例名	都城市税条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定	<input checked="" type="checkbox"/> 一部改正	<input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止
施行予定日	公布の日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	入湯税の課税免除規定について、文言の修正を行うため、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>入湯税の課税免除となる者の規定の見直し（第 142 条第 3 号）</p> <p>(旧) 地域住民の福祉の向上を図るため、市長がもっぱら近隣の住民に使用させることを目的として設置した施設に入湯する者</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(新) 施設の利用料金が規則で定める金額以下の鉱泉浴場に入湯する者</p>		
関係する法令及びその条項	なし		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			



議案第65号

都城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

都城市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月4日提出

都城市長 池田 宜永





都城市手数料条例の一部を改正する条例

都城市手数料条例（平成18年条例第101号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表第5（第2条関係）							
種類	区分	単位	金額	種類	区分	単位	金額
4 その他印鑑登録証交付の交付手数料	個人番号カード再交付手数料	1件	800円	（略）	その他印鑑登録証交付の交付手数料	（略）	（略）
			有効期間が満了するまでの期間が3月未満となり個人番号カードを返納した場合、有効期間が満了した個人番号カードを返納した場合、追記欄の余白がなくなつた場合、個人番号若しくは住民票コード変更により返納した場合、国外転出により返納した場合は記載事項を変更するために返納した場合（特別養子縁組による氏名の変更又は性別変更による性別の変更に限る。）の再交付については、徴収しない。				
（略）				（略）			

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。



議案第 65 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：市民生活部 市民課】

条例名	都城市手数料条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 3 年 9 月 1 日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、個人番号カードの発行業務が市区町村から地方公共団体情報システム機構へ移管されることに伴い、個人番号カードの再発行手数料を条例から削除するため所要の改正を行うもの。</p>		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>別表第 5 「4 その他の交付手数料」の部のうち「個人番号カード再交付手数料」の項を削除する。</p>		
関係する法令及びその条項	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）</p>		
制定改廃を要する関係条例等	<p>なし</p>		
備考			



議案第66号

都城市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

都城市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月4日提出

都城市長 池田 宜永



都城市国民健康保険条例の一部を改正する条例

都城市国民健康保険条例（平成18年条例第153号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</p> <p>第8条 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型コロナウイルス感染症（平成24年法律第31号）</u>）<u>附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができなくなった日を予定した日について、傷病手当金を支給する。</u></p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</p> <p>第8条 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができな<u>いとき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができな<u>い期間のうち労務に就くことを予定した日について、傷病手当金を支給する。</u></u></p> <p>2・3 （略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。





## 条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：健康部 保険年金課】

条例名	都城市国民健康保険条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	平成 18 年 1 月
制定改廃の目的・背景	新型インフルエンザ等対策特別措置法等の改正により、新型コロナウイルス感染症の定義を定めていた附則第 1 条の 2 が削られたため、当該条を引用して定義を定めていた箇所について、所要の改正を行うもの。		
条例案の概要 (制定理由・ 主な改正点)	<p>(1) 新型コロナウイルス感染症の定義の修正 (第 8 条)</p> <p>(旧) 新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成 24 年法律第 31 号) 附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症 (以下「新型コロナウイルス感染症」という。)</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(新) 新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。) である感染症をいう。以下同じ。)</p>		
関係する法令 及びその条項	新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成 24 年法律第 31 号)		
制定改廃を要する 関係条例等	なし		
備考			



議案第67号

都城市山田元気な高齢者健康増進センター条例の制定について

都城市山田元気な高齢者健康増進センター条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月4日提出

都城市長 池田 宜永



## 都城市山田元気な高齢者健康増進センター条例

### (設置)

第1条 市は、高齢者の健康を増進する目的をもって、自立した生活の継続を可能にし、要介護状態への進行を防止するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、都城市山田町中霧島1912番地に都城市山田元気な高齢者健康増進センター（以下「健康の館」という。）を設置する。

### (事業)

第2条 健康の館は、前条に規定する目的（以下「設置目的」という。）を達成するため、別に定める健康増進事業を行う。

### (指定管理者による管理)

第3条 市長は、健康の館の管理を法人その他の団体で市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

### (指定管理者の指定の申請)

第4条 健康の館の指定管理者として指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 健康の館の事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

### (指定管理者の指定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、健康の館の管理を行わせるのに最も適したものを選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。

- (1) 健康の館の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対する最適なサービスを確保できる者
- (2) 健康の館の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の適切な維持及び管理を図ることができる者
- (3) 施設等の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減を図ることができる者
- (4) 前条の規定による申請の内容に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有している者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、設置目的を達成するために十分な能力を有している者

2 前項の指定に際しては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 指定管理者の指定に伴う権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (2) 施設等の管理に係る業務を一括して第三者に委託しないこと。
- (3) 施設等の現状を市長の許可なく変更し、又はこれに工作を加えないこと。
- (4) 施設等を市長の許可なく設置目的外に利用しないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(管理業務の範囲)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第10条に規定する利用の許可、第12条に規定する利用許可の取消し等、第13条に規定する利用制限及び第15条に規定する原状回復に関する業務
- (2) 第16条第1項に規定する使用料の徴収に関する業務
- (3) 第16条第3項の規定により利用料金として収受させる場合において、当該利用料金の減免及び還付に関する業務
- (4) 施設等の維持及び修繕に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設等の管理及び運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(指定管理者の行為)

第7条 指定管理者は、あらかじめ市長に届け出て、健康の館の建物又は敷地において、物品の販売、飲食の提供、広告の掲示その他これらに類する行為をすることができる。

(利用時間)

第8条 健康の館の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(休館日)

第9条 健康の館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

- (1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「法」という。）に規定する休日
- (2) 毎月第3水曜日。ただし、当該日が法に規定する休日に当たるときは、そ

の翌日

(3) 1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日まで

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める日

(利用の許可)

第10条 健康の館を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。利用者が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の規定により許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可してはならない。

(1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力その他の不法行為を行うおそれがあると認められるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、利用させることにより施設等の管理上支障があると認められるとき。

3 指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、第1項に規定する許可に条件を付し、又は許可した事項を変更することができる。

(差別的取扱いの禁止等)

第11条 指定管理者は、正当な理由がない限り、市民が施設等を利用することを拒んではならない。

2 指定管理者は、市民が施設等を利用することについて不当な差別的取扱いをしてはならない。

(利用の許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項の許可を取り消し、又は施設の利用を中止させ、若しくは制限すること（以下「利用許可の取消し等」という。）ができる。

(1) 利用者が許可を受けた利用の目的に違反し、又はそのおそれがあるとき。

(2) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(3) 利用者が虚偽その他不正の手段により利用の許可を受けたとき。

(4) 天災地変その他やむを得ない理由により施設等の利用ができなくなったと



き。

(5) 公益上必要があると認めるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、施設等の管理上特に必要と認められるとき。

(利用の制限)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、施設等の利用を制限し、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認められる者

(2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあると認められる者

(3) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる者

(4) 許可なく寄附金品の募集、物品の宣伝及び販売その他これらに類する行為を行おうとする者

(5) 許可なく印刷物、ポスターその他これらに類する物を配布し、又は掲示しようとする者

(6) 前各号に掲げる者のほか、施設等の管理上支障があると認められる者

(利用権の譲渡の禁止)

第14条 利用者は、施設等を利用する権利を譲渡してはならない。

(原状回復)

第15条 利用者は、その利用が終了したとき、又は第12条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、その利用した施設等を直ちに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、指定管理者がこれを原状に復し、それに要した費用を利用者から徴収することができる。

(使用料等の徴収)

第16条 使用料は、別表の料率を適用して得た額とする。

2 施設等の利用者は、使用料を指定管理者の指定する期日までに納入しなければならない。

3 市長は、健康の館の適正な管理及び有効な活用を図るため必要と認める場合は、使用料に代えて、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させることができる。この場合において、利用料金のう

ち、使用料に係る利用料金の料率は、第1項の規定にかかわらず、別表に定める範囲内において指定管理者が定めるものとし、その額については、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

4 前項の規定により指定管理者に利用料金を収受させるときは、次条及び第18条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(使用料の減免)

第17条 市が公用で利用する場合は、使用料を徴収しない。

2 市長は、前項に掲げる場合のほか、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第18条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 天災地変等不可抗力によって利用できなくなったとき。

(2) 市長の都合により、利用許可の取消し等をしたとき。

(3) 利用者が許可された利用を取り消し、又は変更した場合において、市長が還付することを適当と認めたとき。

2 前項ただし書の規定に基づき還付する場合の使用料の還付の方法、還付の額その他必要な事項は、規則で定める。

(事業報告書)

第19条 指定管理者は、毎年度終了後90日以内に、規則で定める事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第21条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(業務状況の聴取等)

第20条 市長は、施設等の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に、若しくは必要に応じて報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第21条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者の責め

に帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(秘密保持義務)

第22条 指定管理者及び施設等の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、施設等の管理において知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者がその職を退いた後も、同様とする。

(損害賠償)

第23条 故意又は過失によって施設等を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が情状によりやむを得ないと認めたときは、賠償の責任を軽減し、又は免除することができる。

(市長による管理)

第24条 第5条第1項の規定により指定管理者が指定されるまでの間又は第21条第1項の規定により指定管理者が指定の取消し等を受けたときは、この条例の規定に基づく処分、手続その他の行為は、市長が行う。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の健康の館に係る利用の許可、使用料の徴収等の準備行為については、施行日前においても行うことができる。

(処分等に関する経過措置)

3 施行日の前日までに、都城市山田町公の施設条例（平成18年条例第66号）及び都城市山田町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年条例第67号）の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（使用料に関する経過措置）

4 施行日から令和4年3月31日までの間、別表中「200円」とあるのは、「100円」とする。

別表（第16条関係）

区分	単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
施設使用料	1回	200円	基礎額と当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。



条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：山田総合支所 市民生活課】

条例名	都城市山田元気な高齢者健康増進センター条例		
制定改廃区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規制定 <input type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 3 年 7 月 1 日	制定年月	新規制定
制定改廃の目的・背景	<p>都城市山田町公の施設条例は、都城市山田稲妻郷土の森、都城市山田元気な高齢者健康増進センター、都城市山田温泉交流センター及び都城市山田総合交流ターミナル複合施設の山田町にある目的の異なる 4 つの施設を包括している。</p> <p>このうち、都城市山田元気な高齢者健康増進センターについて、当該施設の設置目的に即した条例を制定するもの。</p>		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>都城市山田町公の施設条例及び都城市山田町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例から、都城市山田元気な高齢者健康増進センターに関する項目を抽出し、単独の条例とする。</p> <p>新規制定に伴い、追加又は変更となる項目は、以下のとおり。</p> <p>(1) 施設の設置目的を達成するために実施する事業の規定の見直し (第 2 条)</p> <p>(2) 原状に復した費用の徴収の規定を追加 (第 15 条第 2 項)</p> <p>(3) 施設使用料は、令和 4 年 3 月 31 日までは現条例で規定する 100 円 (税別) と都城市元気な高齢者健康増進事業実施要綱で規定するサービス料 100 円とし、令和 4 年 4 月 1 日からは施設使用料にサービス料を含めた 200 円 (税別) とする。 (別表)</p>		
関係する法令及びその条項	なし		
制定改廃を要する関係条例等	<p>都城市山田町公の施設条例 (平成 18 年条例第 66 号)</p> <p>都城市山田町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例 (平成 18 年条例第 67 号)</p>		
備考			



議案第68号

都城市学校給食条例の制定について

都城市学校給食条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月4日提出

都城市長 池田 宜永





## 都城市学校給食条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき実施する学校給食に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 法第3条第1項に規定する学校給食をいう。
- (2) 給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- (3) 完全給食 給食内容がパン又は米飯（これらに準ずる小麦粉製品、米加工食品その他の食品を含む。）、ミルク及びおかずである給食をいう。
- (4) 保護者等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者及びこれに準ずる者として規則で定める者をいう。

### (学校給食の実施)

第3条 市は、都城市立小中学校条例（平成18年条例第263号）に定める小中学校（白雲小学校及び白雲中学校を除く。）において、学校給食を実施する。

2 前項に規定する学校給食は、完全給食とする。

### (書類の提出)

第4条 保護者等は、学校給食の実施の対象となる児童又は生徒（以下「児童等」という。）について、規則で定める書類を市長に提出するものとする。

### (給食費の徴収)

第5条 市長は、学校給食を受ける児童等の保護者等から給食費を徴収する。

2 市長は、児童等以外の者に学校給食を提供した場合は、当該学校給食に係る給食費に相当する額を当該者から徴収する。

### (給食費の額)

第6条 給食費の額は、規則で定める額とする。

2 給食費の額は、都城市学校給食センター条例（平成18年条例第281号）第5条に規定する都城市学校給食センター運営審議会の審議を経て決定しなければならない。

### (給食費の納付)

第7条 保護者等は、規則で定める納期限までに給食費を納付しなければならない。

(督促)

第8条 市長は、納期限までに給食費を納付しない保護者等があるときは、期限を定めて、これを督促しなければならない。

(給食費の減免)

第9条 市長は、特別な理由があると認めるときは、給食費を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(準備行為)

2 前項の規定にかかわらず、この条例の規定による学校給食の実施に関する必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：教育委員会 学校給食課】

条例名	都城市学校給食条例																																																		
制定改廃区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規制定 <input type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止																																																		
施行予定日	令和 4 年 4 月 1 日					制定年月			新規制定																																										
制定改廃の目的・背景	現在の学校給食費の集金・管理方法を見直し、市の予算に計上して管理・運用を行う公会計方式に移行し、給食費を市が直接徴収することとするため、条例を制定するもの。																																																		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	次に掲げる事項について条例で規定。 1 学校給食の実施 2 学校給食費の額・納付 3 児童生徒・保護者等の手続に関する事項 4 市が行う学校給食費の徴収に関する事項 5 その他学校給食の実施に関し必要な事項  【参考】 < 1_学校給食費の年額、月額、1食単価 > ※公会計化前と変更なし <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>年 額</th> <th>月 額</th> <th>1 食単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>44,000 円</td> <td>4,000 円</td> <td>222 円</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>49,500 円</td> <td>4,500 円</td> <td>250 円</td> </tr> </tbody> </table> ※学校給食費の金額は学校給食センター運営審議会で審議し、市が決定。 < 2_徴収時期 > <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tbody> <tr> <td>振替月</td> <td>4 月</td> <td>5 月</td> <td>6 月</td> <td>7 月</td> <td>8 月</td> <td>9 月</td> <td>10 月</td> <td>11 月</td> <td>12 月</td> <td>1 月</td> <td>2 月</td> <td>3 月</td> </tr> <tr> <td>対象月</td> <td>-</td> <td>4 月</td> <td>5 月</td> <td>6 月</td> <td>7 月</td> <td>9 月</td> <td>10 月</td> <td>11 月</td> <td>12 月</td> <td>1 月</td> <td>2 月</td> <td>3 月</td> </tr> </tbody> </table> ※振替日は、各月の末日（12 月は 25 日）。土・日曜日、祝日に該当するときは、翌日 ※学校給食の提供回数が、年間給食実施予定回数 198 回を下回る又は上回る場合は、1 食単価を乗じた額を 3 月分の月額で精算する。 ※徴収時期は各学校で異なっていたが、今後は統一する。													区 分	年 額	月 額	1 食単価	小学校	44,000 円	4,000 円	222 円	中学校	49,500 円	4,500 円	250 円	振替月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	対象月	-	4 月	5 月	6 月	7 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
区 分	年 額	月 額	1 食単価																																																
小学校	44,000 円	4,000 円	222 円																																																
中学校	49,500 円	4,500 円	250 円																																																
振替月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月																																							
対象月	-	4 月	5 月	6 月	7 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月																																							
関係する法令及びその条項	学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）																																																		
制定改廃を要する関係条例等	なし																																																		
備考																																																			



議案第69号

都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月4日提出

都城市長 池田 宜永



都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部を改正する条例  
 都城市都市公園以外の公園に関する条例（平成22年条例第43号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定管理者の指定)</p> <p>第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、公園等の管理を行わせるのに最も適した者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第9条 有料施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「利用者」という。）が、許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 指定管理者は、前項の規定により許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可してはならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(公園管理者以外の公園施設の設置等)</p> <p>第11条 市長は、公園に設ける公園施設（都市公園法（昭和31年法律第79号）<u>2条第2項</u>に規定する公園施設に準ずる施設をいう。以下同じ。）で、自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であると認められるもの限り、市長以外の者に当該公園施設を設け、又は管理させることができる。</p>	<p>(指定管理者の指定)</p> <p>第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、公園等の管理を行わせるのに最も適した<u>もの</u>を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第9条 有料施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「利用者」という。）が<u>許可</u>を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 指定管理者は、前項の規定により許可を受けようとする者が、<u>次の各号のいずれかに</u>該当するときは、利用を許可してはならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(公園管理者以外の公園施設の設置等)</p> <p>第11条 市長は、公園に設ける公園施設（都市公園法（昭和31年法律第79号）<u>第2条第2項</u>に規定する公園施設に準ずる施設をいう。以下同じ。）で、自ら設け、又は管理することが不適当又は困難であると認められるもの限り、市長以外の者に当該公園施設を設け、又は管理させることができる。</p>



2 市長以外の者が、公園施設を設け、又は管理しようとするときは、規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出し、許可を受けなければならない。

(行為の禁止)

第13条 公園等においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が特別な理由があると認められる場合は、この限りでない。

(1)～(9) (略)

(10) 寄附金品の募集、物品の宣伝及び販売その他これらに類する行為をすること。

(11) (略)

(利用許可の取消し等)

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第1項の利用の許可又は第12条の占用等の許可を取り消し、又は公園等の利用を中止させ、若しくは制限すること（以下「利用許可の取消し等」という。）ができる。

(1) 利用者が、許可を受けた利用の目的に違反し、又はそのおそれがあるとき。

(2) 利用者が、この条例若しくはこの条例に基づく規則又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(3) 利用者が、虚偽その他不正の手段により利用の許可を受けたとき。

(4)～(6) (略)

(両罰規定)

第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その法人又は人に対して各本条の過料に処する。

2 市長以外の者が公園施設を設け、又は管理しようとするときは、規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出し、許可を受けなければならない。

(行為の禁止)

第13条 公園等においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が特別な理由があると認められる場合は、この限りでない。

(1)～(9) (略)

(10) 寄附金品の募集、物品の宣伝及び販売その他これらに類する行為をすること。

(11) (略)

(利用許可の取消し等)

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第1項の利用の許可又は第12条の占用等の許可を取り消し、又は公園等の利用を中止させ、若しくは制限すること（以下「利用許可の取消し等」という。）ができる。

(1) 利用者が許可を受けた利用の目的に違反し、又はそのおそれがあるとき。

(2) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。

(3) 利用者が虚偽その他不正の手段により利用の許可を受けたとき。

(4)～(6) (略)

(両罰規定)

第31条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同

別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
山田体育館	(略)	山田体育館	(略)
		山田稻妻郷土の森	都城市山田町山田長尾国有林内

条の過料に処する。

別表第1（第2条関係）

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、都城市山田町公の施設条例及び都城市山田町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定によりなされた手續、処分その他の行為は、都城市都市公園以外の公園に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。



議案第 69 号関係資料

条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：山田総合支所 産業建設課】

条例名	都城市都市公園以外の公園に関する条例の一部を改正する条例		
制定改廃区分	<input type="checkbox"/> 新規制定 <input checked="" type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 3 年 7 月 1 日	制定年月	平成 22 年 12 月
制定改廃の目的・背景	<p>都城市山田町公の施設条例は、都城市山田稲妻郷土の森、都城市山田元気な高齢者健康増進センター、都城市山田温泉交流センター及び都城市山田総合交流ターミナル複合施設の山田町にある目的の異なる 4 つの施設を包括している。</p> <p>このうち、都城市山田稲妻郷土の森について、都城市都市公園以外の公園に関する条例に移管するため、所要の改正を行うもの。</p>		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>1 都城市山田稲妻郷土の森の名称を山田稲妻郷土の森とし、別表第 1 に追加。</p> <p>2 その他字句の修正</p>		
関係する法令及びその条項	なし		
制定改廃を要する関係条例等	<p>都城市山田町公の施設条例（平成 18 年条例第 66 号）</p> <p>都城市山田町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 18 年条例第 67 号）</p>		
備考			



議案第70号

都城市地方創生拠点整備交付金基金条例の制定について

都城市地方創生拠点整備交付金基金条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月4日提出

都城市長 池田 宜永



## 都城市地方創生拠点整備交付金基金条例

### (設置)

第1条 国から交付される地方創生拠点整備交付金（以下「交付金」という。）を活用し、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項に規定する地域再生計画に記載した物産振興拠点施設整備事業を推進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、都城市地方創生拠点整備交付金基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

第2条 基金は、交付金その他の収入をもって積み立て、その額は、都城市一般会計歳入歳出予算（以下「一般会計予算」という。）で定める額とする。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金により保管しなければならない。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計予算に計上して、この基金に編入するものとする。

### (処分)

第5条 基金は、第1条に規定する事業の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

### (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

### (この条例の失効)

2 この条例は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。この場合における基金の残額は、予算の定めるところにより国庫に納付するものとする。





## 条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：ふるさと産業推進局】

条例名	都城市地方創生拠点整備交付金基金条例		
制定改廃区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規制定 <input type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	公布の日	制定年月	新規制定
制定改廃の目的・背景	<p>地方版総合戦略に位置付けられ、地方公共団体が自主的・主体的に実施する先導的な事業に必要な施設の新設・改修等に対して国から交付される地方創生拠点整備交付金に係る基金事業として、物産振興拠点施設整備事業が採択されたことを受け、当該交付金を適切に管理・運用することを目的とした基金を設置するため、条例を制定するもの。</p>		
条例案の概要 (制定理由・主な改正点)	<p>(1) 基金の設置 国から交付される地方創生拠点整備交付金を活用し、地域再生計画に記載した物産振興拠点施設整備事業を推進するため、都城市地方創生拠点整備交付金基金を設置。</p> <p>(2) 基金の積立て 基金は、交付金その他の収入をもって積み立て、その額は、一般会計予算に定める額とする。</p> <p>(3) 基金の管理 基金に属する現金は、金融機関への預金により保管。</p> <p>(4) 基金から生ずる収入 基金の運用により生じた収益は、一般会計予算に計上し、この基金に編入。</p> <p>(5) 基金の処分 基金は、物産振興拠点施設整備事業の財源に充てる場合に限り、処分できるものとする。</p>		
関係する法令及びその条項	<p>地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 13 条 地域再生法施行令（平成 17 年政令 151 号） 地域再生法施行規則（平成 17 年内閣府令第 53 号）</p>		
制定改廃を要する関係条例等	なし		
備考			



議案第71号

都城市山田地区温泉施設条例の制定について

都城市山田地区温泉施設条例を別紙のとおり制定する。

令和3年6月4日提出

都城市長 池田 宜永



## 都城市山田地区温泉施設条例

### (設置)

第1条 温泉を活用した利用者の健康増進及び地域活性化に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、都城市山田地区温泉施設（以下「施設」という。）を設置する。

2 施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
都城市山田温泉交流センター	都城市山田町中霧島1913番地
都城市山田総合交流ターミナル複合施設	都城市山田町中霧島3340番地2

### (指定管理者による管理)

第2条 市長は、施設の管理を法人その他の団体で市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

### (指定管理者の指定の申請)

第3条 施設の指定管理者としての指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 施設の事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める書類

### (指定管理者の指定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、施設の管理を行わせるのに最も適したものを選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定することができる。

- (1) 施設を利用する者に対する最適なサービスを確保できる者
- (2) 施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の適切な維持及び管理を行うことができる者
- (3) 施設等の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減を図ることができる者
- (4) 前条の規定による申請の内容に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有している者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、第1条に規定する設置の目的（以下「設置目的」という。）を達成するために十分な能力を有している者

2 前項の指定に際しては、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 指定管理者の指定に伴う権利を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (2) 施設等の管理に係る業務を一括して第三者に委託しないこと。
- (3) 施設等の現状を市長の許可なく変更し、又はこれに工作を加えないこと。
- (4) 施設等を市長の許可なく設置目的外に利用しないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(指定管理者の行為)

第5条 指定管理者は、あらかじめ市長に届け出て、施設の建物又は敷地において、物品の販売、飲食の提供、広告の掲示その他これらに類する行為をすることができる。

(管理業務の範囲)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第9条に規定する利用の許可、第11条に規定する利用許可の取消し等、第12条に規定する利用の制限及び第14条に規定する原状回復に関する業務
- (2) 第15条第1項に規定する使用料の徴収に関する業務
- (3) 第15条第3項の規定により利用料金として收受させる場合において、当該利用料金の減免及び還付に関する業務
- (4) 施設等の維持及び修繕に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理及び運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(利用時間)

第7条 施設の利用時間は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 都城市山田温泉交流センター 午前9時から午後10時まで
- (2) 都城市山田総合交流ターミナル複合施設 午前9時から午後10時まで（日曜日は、午前7時から午後10時まで）。ただし、宿泊の場合は、午後3時から翌日の午前10時まで

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、前項に規定する施設の利用時間を変更することができる。

(休館日)

第8条 施設の休館日は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 都城市山田温泉交流センター 毎月第3水曜日（当該日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に当たるときは、その翌日）

(2) 都城市山田総合交流ターミナル複合施設 毎月第2火曜日（当該日が国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日に当たるときは、その翌日）

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、前項に規定する施設の休館日を変更することができる。

（利用の許可）

第9条 施設等を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の規定により許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可してはならない。

(1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 感染性疾患があるとき。

(4) 暴力その他の不法行為を行うおそれがあると認められるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、利用させることにより施設等の管理上支障があると認められるとき。

3 指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、第1項に規定する許可に条件を付し、又は許可した事項を変更することができる。

（差別的取扱いの禁止等）

第10条 指定管理者は、正当な理由がない限り、市民が施設等を利用することを拒んではならない。

2 指定管理者は、市民が施設等を利用することについて不当な差別的取扱いをしてはならない。

（利用許可の取消し等）

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第1項の許可を取り消し、又は施設等の利用を中止させ、若しくは制限すること（以下「利用許可の取消し等」という。）ができる。



- (1) 利用者が許可を受けた利用の目的に違反し、又はそのおそれがあるとき。
  - (2) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。
  - (3) 利用者が虚偽その他不正の手段により利用の許可を受けたとき。
  - (4) 天災地変その他やむを得ない理由により施設等の利用ができなくなったとき。
  - (5) 公益上必要があると認められるとき。
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、施設等の管理上特に必要と認められるとき。
- (利用の制限等)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、施設等の利用を制限し、入館を拒み、又は退館を命じることができる。

- (1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認められる者
  - (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあると認められる者
  - (3) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められる者
  - (4) 許可なく寄附金品の募集、物品の宣伝及び販売その他これらに類する行為を行おうとする者
  - (5) 許可なく印刷物、ポスターその他これらに類する物を配布し、又は掲示しようとする者
  - (6) 前各号に掲げる者のほか、施設等の管理上支障があると認められる者
- (利用権の譲渡の禁止)

第13条 利用者は、施設等を利用する権利を譲渡してはならない。

(原状回復)

第14条 利用者は、その利用が終了したとき、又は第11条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、その利用した施設等を直ちに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、指定管理者がこれを原状に復し、それに要した費用を利用者から徴収することができる。

(使用料の徴収)

第15条 使用料は、別表の料率を適用して得た額とする。

2 施設等の利用者は、前項の使用料を指定管理者の指定する期日までに納入しなければならない。

3 市長は、施設等の適正な管理及び有効な活用を図るため必要と認める場合は、第1項の使用料に代えて、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させることができる。この場合において、当該利用料金の料率は、第1項の規定にかかわらず、別表に定める範囲内において指定管理者が定めるものとし、その額については、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

4 前項の規定により指定管理者に利用料金を收受させるときは、次条及び第17条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

（使用料の減免）

第16条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

（使用料の還付）

第17条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。

（1）天災地変等不可抗力によって利用できなくなったとき。

（2）市長の都合により、利用許可の取消し等をしたとき。

（3）利用者が許可された利用を取り消し、又は変更した場合において、市長が還付することを適当と認めたとき。

2 前項ただし書の規定に基づき還付する場合の使用料の還付方法、還付の額その他必要な事項は、規則で定める。

（事業報告書）

第18条 指定管理者は、毎年度終了後90日以内に、規則で定める事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第20条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

（業務状況の聴取等）

第19条 市長は、施設等の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理

の業務及び経理の状況に関し、定期的に、若しくは必要に応じて報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第20条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(秘密保持義務)

第21条 指定管理者及び施設等の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、施設等の管理において知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者がその職を退いた後も、同様とする。

(損害賠償)

第22条 故意又は過失によって施設等を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が情状によりやむを得ないと認めたときは、賠償の責任を軽減し、又は免除することができる。

(市長による管理)

第23条 第4条第1項の規定により指定管理者が指定されるまでの間又は第20条第1項の規定により指定管理者が指定の取消し等を受けたときは、この条例の規定に基づく処分、手続その他の行為は、市長が行う。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

(準備行為)

2 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の施設等に係る利用の許可、使用料の徴収等の準備行為については、施行日前においても行うことができる。

（経過措置）

3 施行日の前日までに、都城市山田町公の施設条例（平成18年条例第66号）及び都城市山田町の公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年条例第67号）の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第15条関係）

名称	区分		単位	基礎額	単位当たりの使用料の額
都城市山田温泉交流センター	入浴料（1回浴）	高校生以上	1回	390円	基礎額と当該金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額（以下「消費税及び地方消費税相当額」という。）との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
			回数券	3,810円	同上

		(12枚つづり) 1つづり		
	3歳以上中学生以下	1回 回数券 (12枚つづり) 1つづり	290円 2,860円	同上 同上
入浴料(1日浴) (休憩室利用を含む。)	高校生以上	1日	580円	同上
		回数券 (12枚つづり) 1つづり	5,720円	同上
	3歳以上中学生以下	1日	390円	同上
		回数券 (12枚つづり) 1つづり	3,810円	同上
温泉スタンド(セルフサービス)	1リットル	5円	基礎額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	
都城市山田総合交流ターミナル複合	体験大研修室(研修のために利用する場合に限る。)	1時間	2,860円	基礎額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。この場合において、単位当

施設				たりの使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	
	体験第1研修室	同上	1,910円	同上	
	体験第2研修室	同上	1,430円	同上	
	食品加工体験室	同上	1,430円	同上	
	入浴料（1回浴）	高校生以上	1回	480円	同上
		3歳以上中学生以下	同上	390円	同上
	入浴料（1日浴）	高校生以上	1日	670円	同上
		3歳以上中学生以下	同上	480円	同上
	家族湯（1室当たり）	最初の1時間まで	1時間	1,340円	同上
		最初の1時間を超え30分ごとに	30分	670円	同上
	宿泊料（1人当たり）	1泊	6,670円	同上	
休憩料（1室当たり）	2時間	2,860円	同上		
給湯		1リットル	5円	基礎額と消費税及び地方消費税相当額との合計額とする。この場合において、単位当たりの使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。	

#### 備考

- 1 単位が1時間の場合において、利用時間に単位未満の端数が生じるときは、

30分以下の利用については0.5時間、30分を超える利用については1時間とみなして、上表の単位当たりの使用料の額を適用して計算する。

2 高校生には、高等専門学校に在学する者を含む。

## 条例の制定・改廃等に関する資料

【担当課：商工観光部 みやこんじょ PR 課】

条例名	都城市山田地区温泉施設条例		
制定改廃区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規制定 <input type="checkbox"/> 一部改正 <input type="checkbox"/> 全部改正 <input type="checkbox"/> 廃止		
施行予定日	令和 3 年 7 月 1 日	制定年月	新規制定
制定改廃の目的・背景	<p>都城市山田町公の施設条例は、都城市山田稲妻郷土の森、都城市山田元気な高齢者健康増進センター、都城市山田温泉交流センター及び都城市山田総合交流ターミナル複合施設の山田町にある目的の異なる 4 つの施設を包括している。</p> <p>このうち、都城市山田温泉交流センター（やまだ温泉）及び都城市山田総合交流ターミナル複合施設（ゆぼっぼ）の温泉 2 施設について、当該 2 施設の設置目的に即した条例を制定するもの。</p>		
条例案の概要（制定理由・主な改正点）	<p>都城市山田町公の施設条例及び都城市山田町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例から、温泉 2 施設に関する項目を抽出し、単独の条例とする。</p> <p>新規制定に伴い、追加又は変更となる項目は、以下のとおり。</p> <p>(1) 設置目的の見直し（第 1 条）</p> <p>(2) 休館日の変更（第 8 条）</p> <p>山田総合交流ターミナル複合施設（ゆぼっぼ）の休館日を現状に即して変更</p> <p>(旧) 毎月第 2 水曜日</p> <p>↓</p> <p>(新) 毎月第 2 火曜日</p>		
関係する法令及びその条項	なし		
制定改廃を要する関係条例等	<p>都城市山田町公の施設条例（平成 18 年条例第 66 号）</p> <p>都城市山田町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 18 年条例第 67 号）</p>		
備考			





議案第73号

財産の取得について

次のとおり高規格救急自動車を取得することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年6月4日提出

都城市長 池田 宜永

- |          |                               |
|----------|-------------------------------|
| 1 取得財産   | 高規格救急自動車                      |
| 2 数量     | 1台                            |
| 3 契約の方法  | 指名競争入札                        |
| 4 契約の金額  | 31,757,000円                   |
| 5 契約の相手方 | 都城市吉尾町57番地<br>宮崎日産自動車株式会社 都城店 |



議案第73号関係資料

- 1 取得財産 高規格救急自動車
- 2 数 量 1台
- 3 予定価格 33,940,000円(消費税及び地方消費税込み)
- 4 落札価格 31,757,000円(消費税及び地方消費税込み)
- 5 落札率 93.57%

6 指名業者及び入札結果

指名業者	第1回入札金額(円)	摘要
宮崎トヨタ自動車株式会社 都城店	32,780,000	
宮崎日産自動車株式会社 都城店	31,757,000	落札

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税込みの金額である。

7 車両の仕様概要

- (1) 高規格救急自動車
- (2) 乗車定員：7名以上
- (3) エンジン：ガソリンエンジン
- (4) トランスミッション：電子制御5速以上 AT
- (5) 駆動方式：四輪駆動
- (6) 他積載品・付属品含む



議案第74号

財産の取得について

次のとおり化学消防ポンプ自動車(Ⅱ型)を取得することについて、地方自治法第96条第1項並びに都城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年6月4日提出

都城市長 池田 宜永

- |          |                                  |
|----------|----------------------------------|
| 1 取得財産   | 化学消防ポンプ自動車(Ⅱ型)                   |
| 2 数量     | 1台                               |
| 3 契約の方法  | 指名競争入札                           |
| 4 契約の金額  | 78,320,000円                      |
| 5 契約の相手方 | 都城市吉尾町912番地9<br>中村消防防災株式会社 都城営業所 |



議案第74号関係資料

- 1 取得財産 化学消防ポンプ自動車(Ⅱ型)
- 2 数 量 1台
- 3 予定価格 80,004,015円(消費税及び地方消費税込み)
- 4 落札価格 78,320,000円(消費税及び地方消費税込み)
- 5 落札率 97.90%
- 6 指名業者及び入札結果

指名業者	第1回入札金額(円)	摘要
株式会社ヤマトボーデン	80,300,000	
株式会社武田ポンプ店 都城営業所	79,640,000	
中村消防防災株式会社 都城営業所	78,320,000	落札
宮崎ラビットポンプ有限会社 都城営業所	79,200,000	
有限会社原口無線	83,829,220	

備考 入札金額は、消費税及び地方消費税込みの金額である。

- 7 車両の仕様概要
  - (1) 化学消防ポンプ自動車(Ⅱ型)
  - (2) 乗車定員：6名以上
  - (3) エンジン：ディーゼルエンジン
  - (4) 駆動方式：2WD 6速MT
  - (5) 他積載品・付属品含む





議案第75号

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項及び都城市都市公園条例第4条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称  
山之口運動公園芝生広場
- 2 指定管理者となる団体の名称  
NPO法人都城ぼんちスポーツクラブ
- 3 指定の期間  
令和3年7月1日から令和5年3月31日まで

令和3年6月4日提出

都城市長 池田 宜永



## 山之口運動公園芝生広場指定管理者候補者選定の概要

山之口運動公園芝生広場の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を非公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が令和3年6月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営に当たることとなります。

### 1 指定管理者候補者の概要

#### (1) 団体の名称

NPO法人都城ぼんちスポーツクラブ

#### (2) 代表者名

理事長 星原 透

#### (3) 所在地

都城市高城町穂満坊2492番地

#### (4) 設立年月日

平成19年2月28日

平成22年10月29日（NPO法人格取得）

#### (5) 従業員数

42名

#### (6) 業務内容

- ・各種スポーツ教室、スポーツサークルに関する事業
- ・各種スポーツ大会、スポーツイベントに関する事業
- ・各種スポーツ研修会、講習会の開催事業
- ・スポーツ指導者の育成、派遣事業
- ・スポーツ及び健康増進活動の企画、運営受託事業
- ・主にスポーツに関する情報収集及び提供
- ・公共スポーツ施設の管理委託業務
- ・学術、文化、芸術の振興を図るための事業
- ・その他、法人の目的達成のために必要な事業

### 2 指定の期間

令和3年7月1日 ～ 令和5年3月31日（1年9か月間）

### 3 施設及び業務の概要

#### (1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
山之口運動公園芝生広場 (山之口町花木2354番地)	芝生広場 3,700m <sup>2</sup>
その他	駐車場、トイレ、東屋等 2,700m <sup>2</sup>

#### (2) 業務概要

- ①施設の運営に関すること。
- ②施設の維持管理に関すること。
- ③施設の安全管理に関すること。
- ④報告業務

### 4 事業計画の概要

#### (1) 市民の平等な利用が確保されること。

##### ①管理運営方針等

- ・利用者目線に立ったサービス向上を図る。
- ・安全安心で快適な施設利用を提供する。
- ・利用促進のための魅力的な事業を実施する。
- ・市民及びスポーツ団体等との連携を図る。
- ・条例・法令等遵守による公平・適切な管理運営に努める。
- ・効果的かつ効率的な管理運営による経費節減に努める。

##### ②平等利用

- ・窓口で予約状況が分かるようにオンライン化する。
- ・毎月第3月曜日に貸出利用調整会議を実施する。
- ・HP、広報、チラシ等を活用して利用者募集等を発信する。
- ・高齢者への配慮として、老眼鏡やルーペを配備する。
- ・身体障がい者への配慮として、車いすの用意や職員のサポートを実施する。
- ・聴覚障がい者への配慮として、「耳マーク」カードを受付に設置する。

#### (2) 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること。

##### ①利用の促進

- ・各施設の利用状況を共有化することで、利用の少ない施設への誘導を図る。
- ・フェイスブック開設やユーチューブによる施設・イベント等のPR動画の配信を図る。
- ・山之口地区自治公民館連絡協議会や山之口地区まちづくり協議会の活動を支援し連携する。

##### ②サービス・利便性の維持向上

- ・大会やイベントにより、開館時間外の利用申請があった場合は、利用者優先で柔軟に対応する。

- ・管理している早水公園体育文化センター・都城運動公園・高城運動公園・山之口運動公園体育館と併せ、全施設の受付ができるようワンストップ化を図る。
  - ・利用者満足度のアンケート調査を実施し、その結果を毎月のセルフモニタリング会議等で開示し、業務に反映する。
- (3) 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること。
- ①経費節減
- ・光熱水費のベンチマーク比較による経費削減策を実施する。
  - ・修繕技能のある職員により軽微な修繕や部品交換を実施する。
  - ・管理している他施設と設備点検・消耗品購入・広報活動等一括管理する。
  - ・月次で予算会議を開催する。
  - ・収入支出データ活用による事業促進策や改善策を作成する。
- (4) 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること。
- ①物的能力
- ・類似施設として、早水公園体育文化センター・都城運動公園・高城運動公園・山之口運動公園体育館があるので、管理に必要な物品を有する。
- ②人的能力
- ・公認体育施設管理士等の資格取得や教育研修計画を実施し能力開発を進める。
  - ・各スポーツ協会、中学校体育連盟・高等学校体育連盟、観光協会等との連携実績がある。
- (5) 地域に貢献する取組が確保されていること。
- ①地域貢献
- ・都城市を拠点に活動している総合型地域スポーツクラブで、現在は高城に事務所を置き、早水公園体育文化センター・都城運動公園・高城運動公園・山之口運動公園体育館を拠点に事業を実施している。
  - ・ほとんどの職員が都城市在住であり、今後も地域雇用を最優先に継続的雇用に努める。
  - ・子どもたちの人格形成に必要なルールを身につける取組や、保育所等への運動指導の取組を実施する。
- (6) その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準
- ①公の施設を管理するに当たり必要な基準・アピールしたいこと。
- ・山之口運動公園県陸上競技場整備期間中は、市の指示のもと施工業者と連携協力し、看板設置等安全対策に努めながら利用促進を図っていく。
  - ・「笑顔あふれるまちスマイルシティ都城」の実現に向けて取り組んでいく。

## 5 選定結果の概要

### (1) 非公募により候補者を選定した理由

- ・当該芝生広場のある山之口運動公園は、平成30年度からNPO法人都城ぼんちスポーツクラブが、指定管理者として管理運営を行っており、今回新設する芝生広場についても、既存施設である山之口運動公園体育館と一体的に管理運営を行うことにより、山之口運動公園施設の効率的・効果的な管理運営が期待できる。このため、今回の指定管理者の選定に当たっては、非公募で特定する相当の理由があると認められる。

### (2) 申請書類の審査結果

#### 選定基準1. 市民の平等な利用の確保について

- ・業務マニュアル、接客マニュアル等の整備や定期的な職員研修の実施など、市民が平等に利用できる環境整備がなされているほか、苦情・相談対応状況を職員間で情報共有した上で、利用者には掲示板等で改善策等の情報を提供するなど、利用者ニーズに即した適切な管理運営が期待できる。

#### 選定基準2. 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであるかについて

- ・利用者の利便性向上のため、団体が管理運営している他の運動施設との間でシステムを一元化することにより、申込状況の確認のほか利用申込の受付がどの施設からでも行えるようにするなど、利用者目線でのサービス向上が期待できる。

#### 選定基準3. 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であるかについて

- ・団体が管理運営している他の運動施設との一体的な管理により業務の効率化が図られているほか、実態に即した具体的な経費節減策も提案されており、適切な経費配分による効果的な管理運営が期待できる。

#### 選定基準4. 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有しているかについて

- ・これまでの経営や施設管理、運動教室等の運営実績による経験値が高く、有資格者の育成に配慮した研修計画も充実しており、利用者への適切な対応と安定的な管理運営が期待できる。

#### 選定基準5. 地域に貢献する取組が確保されているかについて

- ・地域雇用を最優先として人材育成による継続雇用に努めており、また、公民館活動等と連携した事業展開や積極的な地域活動への参加など、地域に根差した取組による地域コミュニティ形成や地域活性化が期待できる。

#### 選定基準6. その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準

- ・県陸上競技場の整備期間中の対応として、施工業者と連携した安全対策が提案されており、施設利用に支障のない安全に配慮された適切な管理運営が期待できる。

申請団体名 NPO法人都城ぼんちスポーツクラブ  
 希望する施設名 山之口運動公園芝生広場

### 主要業務実績

年 度	業 務 名 (施設名称等)	業 務 内 容 (業務概要・発注者等)	受注額 (円)
30	指定管理 (高城運動公園等施設)	施設管理 (都城市高城地域振興課)	33,433,280
30	指定管理 (高城運動公園屋内競技場)	施設管理 (都城市スポーツ振興課)	5,091,600
30	指定管理 (山之口運動公園外1施設)	施設管理 (都城市スポーツ振興課)	13,500,000
1	指定管理 (高城運動公園等施設)	施設管理 (都城市高城地域振興課)	33,742,847
1	指定管理 (高城運動公園屋内競技場)	施設管理 (都城市スポーツ振興課)	5,139,148
1	指定管理指定 (山之口運動公園外1施設)	施設管理 (都城市スポーツ振興課)	13,625,000
2	指定管理 (高城運動公園等施設)	施設管理 (都城市高城地域振興課)	34,100,000
2	指定管理 (高城運動公園屋内競技場)	施設管理 (都城市スポーツ振興課)	5,187,000
2	指定管理 (山之口運動公園体育館及び佐土原市民広場)	施設管理 (都城市スポーツ振興課)	9,400,000
2	指定管理 (早水公園体育文化センター及び都城運動公園)	施設管理 (都城市スポーツ振興課)	94,900,000
30	都城さくらマラソン	第11回都城さくらマラソンの開催 (都城市高城地域振興課)	3,050,000

(備考)

- ※ 過去3年間の主要実績業務について記入してください。  
(同様の施設管理実績がある場合は、これを優先して記入してください。)
- ※ 業務内容欄には、業務の概要、発注者等について可能な限り詳細に記入してください。
- ※ その他、申請団体の概要がわかる資料がある場合は、添付してください。



## 損益計算書

NPO法人都城ほんちスポーツクラブ

自 平成31年4月1日

至 令和2年3月31日

単位:円

科 目	金 額	
<b>【売上高】</b>		
委 託 料	52,506,995	
利 用 料	9,333,640	
屋 内 競 技 場 利 用 料	3,838,406	
山 之 口 運 動 公 園 利 用 料	2,086,103	
事 業 収 入	7,830,346	
会 費 収 入	1,648,170	
補 助 金	972,075	
学 校 開 放 事 業	157,445	
派 遣 指 導	382,020	78,755,200
<b>【事業】</b>		
当 期 製 品 製 造 原 価	16,602,317	16,602,317
売 上 総 利 益 金 額		62,152,883
<b>【施設】</b>		62,152,883
営 業 利 益 金 額		△ 3,078,588
<b>【営業外収益】</b>		
受 取 利 息	559	
受 取 配 当 金	100	
雑 収 入	1,972,172	1,972,831
経 常 利 益 金 額		△ 1,105,757
<b>【特別利益】</b>		
前 期 修 正 益		2,161
<b>【特別損失】</b>		
前 期 修 正 損		15,360
税 引 前 当 期 純 利 益 金 額		△ 1,118,956
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		71,000
当 期 純 損 失 金 額		△ 1,189,956

## 貸借対照表

NPO法人都城ぼんちスポーツクラブ

令和2年3月31日現在

単位:円

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>【流動資産】</b>	<b>【 9,921,149 】</b>	<b>【流動負債】</b>	<b>【 5,887,108 】</b>
現 金	790,532	未 払 費 用	3,552,868
預 金	7,614,430	未 払 法 人 税 等	71,000
前 払 費 用	344,524	未 払 消 費 税 等	1,697,600
未 収 入 金	1,012,182	前 受 金	326,530
事 業 未 収 入 金	159,481	預 り 金	207,887
<b>【固定資産】</b>	<b>【 728,831 】</b>	事 業 未 払 金	31,223
(有形固定資産)	( 723,831 )	負 債 合 計	5,887,108
車 両 運 搬 具	2		
工 具 器 具 備 品	723,829		
(投資その他の資産)	( 5,000 )	<b>純資産の部</b>	
出 資 金	5,000	<b>【株主資本】</b>	<b>【 4,762,872 】</b>
		資 本 金	0
		(資本剰余金)	( 1,354,029 )
		本 会 計	1,354,029
		(利益剰余金)	( 3,408,843 )
		そ の 他 利 益 剰 余 金	3,408,843
		繰 越 利 益 剰 余 金	408,843
		純 資 産 合 計	4,762,872
<b>資 産 合 計</b>	<b>10,649,980</b>	負 債 ・ 純 資 産 合 計	10,649,980

## 令和元年度 財産目録

(令和2年3月31日現在)

NPO法人都城ぼんちスポーツクラブ

単位:円

科目	金額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
手元現金	790,532		
宮崎銀行普通預金	3,122,485		
都城信用金庫	4,491,945		
前払費用			
施設賠償保険など	344,524		
未収入金			
自動販売機電気料	571,606		
オーバーシード工事水道料	398,793		
体育施設利用料	41,783		
学校開放鍵管理	124,581		
その他	34,900		
流動資産合計		9,921,149	
2 固定資産			
有形固定資産			
スクーター	2		
軽トラック	723,829		
エアコン(総体事務所)			
エアコン(総体会議室)			
ランニングマシン			
移動ミラー			
乗用モア			
マイティレイキ			
有形固定資産計	723,831		
投資その他の資産			
出資金	5,000		
固定資産計	728,831	728,831	
資産合計			10,649,980
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金			
指定管理	3,552,868		
事業	31,223		
未払法人税	71,000		
未払消費税	1,697,600		
前受金			
利用料	326,530		
事業			
預り金			
社内積立等	207,887		
流動負債計		5,887,108	
負債合計			5,887,108
正味財産			4,762,872

議案第76号

水利施設管理強化事業事務の委託に関する三股町との協議について

地方自治法第252条の14の規定に基づき別紙のとおり規約を定め、三股町の水利施設管理強化事業事務を受託することについて協議するため、同条第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年6月4日提出

都城市長 池田 宜永



## 三股町と都城市との水利施設管理強化事業の事務の委託に関する規約

(事務の委託に伴う関係地方公共団体)

第1条 事務の委託をする地方公共団体及び事務の委託を受ける地方公共団体は、次のとおりとする。

委託する側 三股町（以下「甲」という。）

受託する側 都城市（以下「乙」という。）

(委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法)

第2条 甲は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を乙に委託する。

- (1) 都城盆地農業水利事業造成施設において甲が管理する部分に応じた水利施設管理強化事業に関する事務
- (2) 国及び県への補助金交付申請及びその受領に関する事務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委託事務の管理及び執行のため必要な事務

2 甲は乙に事務の委託をするにあたり、乙の条例、規則等を適用する。

(経費の負担)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費（国及び県の補助金をもって充てる経費を除く。以下「委託費」という。）は、甲の負担とする。

2 委託費の額及び納付方法は、甲及び乙が協議して定める。この場合において、乙は、あらかじめ水利施設管理強化事業に要する経費の総額及び委託事務に要する経費の見積りに関する書類を甲に送付するものとする。

(予算の繰越し)

第4条 乙は、各年度において委託事務の管理及び執行に係る予算に残額があるときは、これを翌年度に繰り越して支出することができる。この場合において、乙は、予算の残額が生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに甲に送付するものとする。

(補則)

第5条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、令和3年7月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。



議案第76号関係資料

水利施設管理強化事業

地域名	対象受益地	実施期間	対象施設	
			名 称	事業量
都城盆地地区 (都城市、三 股町)	畑地かんがい受益地 都城市 3,646 h a 三股町 320 h a 計 3,966 h a	令和3年度～	ファームポンド	18箇所
			揚水機場	10箇所
			用水路	139km
			中央管理所	1箇所
			県営造成施設	1式